



2026年5月14日

各 位

会 社 名 丸大食品株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 勇二
(コード番号 2288 東証プライム)
問合せ先 取締役経理部長 森本 芳史
(TEL 072-661-2518)

中間配当制度の導入及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、中間配当制度の導入及び定款の一部変更に関する議案を 2026年6月26日開催予定の第78回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 中間配当制度の導入

(1) 導入の目的

株主の皆様への利益還元のための機会を充実させるため、現在年1回の期末配当に加え、中間配当制度を導入するものであります。

(2) 中間配当基準日

毎年9月30日

なお、中間配当制度の導入につきましては、これに伴う定款変更に関する議案が2026年6月26日開催予定の第78回定時株主総会にて承認可決されることを条件としております。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

株主の皆様への利益還元のための機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により剰余金の配当(中間配当)を行うことができる旨の規定を新設いたします。あわせて、中間配当金の支払に関する除斥期間の規定を新設するとともに、未払の配当金に利息を付さない旨を定めるなど、配当に関する定款規定を整備するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 31 条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 31 条 (現行通り)</p> <p><u>②当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 32 条 当社は、期末配当金が支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、その支払の義務を免れる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 32 条 当社は、期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、その支払の義務を免れる。</p> <p><u>②未払の期末配当金及び中間配当金には利息を付けない。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 2026 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生予定日 2026 年 6 月 26 日

以 上